

施策体系シート(行政経営Bシート)

作成者	組織	建築住宅課	職	課長	氏名	竹内 正人
評価者	組織	建築住宅課	職	課長	氏名	熊田 康也

施策	施策の目標	成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		評価
					(年度)	(年度)	
施策1	災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり	住宅など建築物の耐震化率	%	90.0 (H27)	- (H27)	- (H28)	C
		要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修実施率	%	100.0 (H37)	0.0 (H27)	57.0 (H28)	

施策の目標達成に向けて重点的に取り組むべき課題							課題に対する主な取り組み				評価		
施策	課題		成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		事務事業	対象	予算 (千円)	決算 (千円)	事業の有効性	今後の方向性
					(年度)	(年度)	(年度)						
施策1	課題1	木造住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化率	%	90 (H27)	- (H27)	- (H28)	住宅・建築物耐震化促進事業	県民	7,760	2,572	B	継続
施策2	課題2	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修の促進	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修実施率	%	100 (H37)	0.0 (H27)	57.0 (H28)	建築物耐震改修促進事業	市町	50,000	0	C	継続

事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 住宅・建築物耐震化促進事業	事業開始年度 平成18年度	事業終了予定年度
	根拠法令・計画等 耐震改修促進法	

作組	織	建築住宅課	住まいづくりG
成職	氏名	技師	北川 亮
者	電話番号	076 - 225 - 1777 内線 5317	

事業の目的
地震と建物に関する正しい知識の普及及び防災意識啓発をすると共に、適切な支援を行うことにより、地震災害から住民の生命と財産を守り、住民が安心して暮らし続けられるための生活基盤である住宅等の安全を確保する。
現在、石川県耐震改修促進計画を策定中であり、長期的な目標の検討を行っている。

事業の概要
木造住宅の耐震診断・耐震改修への支援

①耐震診断費助成
対象事業

- ・市町が行う、昭和56年以前に建設された戸建住宅に対する耐震診断費補助事業
- ・木造住宅耐震診断士が行う耐震診断であること
- ・「木造住宅の耐震診断と補強方法」(財)日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修)に則して行う耐震診断であること

補助金額
市町が負担する額の1/2 (限度額 12,500円)
※ 現地調査が必要な場合は、市町が負担する額(国費を除く)の1/2以内

②耐震改修費助成
対象事業

- ・市町が行う、昭和56年以前に建設された戸建住宅に対する耐震改修工事費補助事業

補助金額
(一般地域) 市町が負担する額の1/4 (限度額 50,000円)
(重点促進区域) 市町が負担する額の1/2 (限度額150,000円)
重点促進区域: 各市町耐震改修促進計画に基づき、県の承認を得て定める区域
まちなかにおける密集住宅区域、緊急輸送道路や避難路の沿道区域等

この他、普及啓発として、出前説明やダイレクトメール送付事業(県民へのチラシ等の直接送付)を実施
また、熊本地震を教訓とした住宅の耐震化を目的に、住宅耐震セミナーを開催
これまでの見直し状況
耐震診断等への支援制度

- ・H19年度より、耐震設計補助に加え、耐震改修工事に対する助成を行うこととした
- ・H23年度より、市町への間接補助として行うこととした
- ・H24年度より、自己負担なしで行う簡易的な耐震診断への補助を拡充
- ・H24年度より、木造住宅耐震診断士の登録制度を創設
- ・H27年度より、段階的に耐震改修工事をするものにも補助を拡充
- ・H27年度より、簡易耐震診断の現地調査費についても補助を拡充

施策・課題の状況						
施策	災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり				評価	C
課題	木造住宅の耐震化の促進					
	指標	住宅の耐震化率			単位	%
	目標値	現状値				
	平成27年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	90	-	76	-	-	-
平成25年:76%(国が平成25年度に実施した住宅・土地統計調査をもとに県が算定した耐震化率)						
耐震診断助成件数 H23:40件 H24:91件 H25:84件 H26:119件 H27:84件 H28:126件						
耐震改修費助成件数 H23:29件 H24:31件 H25:29件 H26:17件 H27:12件 H28:7件						
事業費						
	(単位:千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	予算	9,700	9,700	9,700	9,700	7,760
	決算	5,286	4,300	2,938	2,519	2,572
一般	予算	9,700	9,700	9,700	9,700	7,760
	決算	5,286	4,300	2,938	2,519	2,572
事業費累計		20,971	25,271	28,209	30,728	33,300
評価						
	項目	評価	左記の評価の理由			
	事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	B	県の耐震改修促進計画では、耐震化の目標を設定し、助成制度の活用等を通じて、計画的に耐震化を進めることを明確化している。 平成28年度は熊本地震の発生やそれを踏まえた普及啓発を受け、県民の耐震化への意識が向上し、耐震診断の助成件数が過去最多の126件となるなど、本事業は木造住宅の耐震化の促進に有効である。			
	今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取りくむのか)	継続	能登半島地震や熊本地震の記憶が薄れるにつれ、耐震化への意識が低下しないよう、継続的に普及啓発を行うとともに、耐震診断や耐震改修の助成制度を通じて、木造住宅の耐震化を促進することが重要である。 具体的には、助成制度では自己負担なしで耐震診断を受けられる簡易耐震診断を引き続き継続する。普及啓発では県民へのダイレクトメール送付事業を拡大するとともに平成28年度に開催した住宅耐震セミナーの実施を継続する。			

事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 建築物耐震改修促進事業	事業開始年度	平成28年度	事業終了予定年度	
	根拠法令 ・計画等	耐震改修促進法		

作	組	織	建築住宅課 建築行政G		
成	職	氏名	主任技師 大窪 建史		
者	電	話	番	号	076 - 225 - 1778 内線 5309

事業の目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等に耐震診断及び診断結果の報告が義務付けられることとなった。
耐震診断の結果が公表されることから、現行の耐震基準を満たしていないと判断された建築物の所有者が、耐震改修を積極的に実施し、利用者に対し安心・安全を提供できるよう、耐震改修工事に対し補助を行う。

事業の概要

建築物(特定既存不適格建築物)の耐震改修への補助

対象建築物
不特定多数の者が利用する大規模な建築物(要緊急安全確認大規模建築物)のうち、耐震診断の結果、現行の耐震基準を満たしていないと判断された建築物を対象とする。
ただし、公益性の観点から、旅館・ホテルや商業施設などについては、災害時に自治体の要請に応じた支援を行う協定を市町と締結しているものに限る。

耐震改修費補助

- 対象事業：市町が行う、対象建築物に対する耐震改修費補助事業
- 補助率：市町が負担する額(国費を除く)の1/2 (県・市町5.75%ずつの負担割合)

補助対象事業費及び負担割合 (対象建築物全体)

補助対象事業	補助対象事業費	内訳				事業者 [55.2%]
		国		地方		
		国交付金 [11.5%]	※国補助 [21.8%]	県 [5.75%]	市 [5.75%]	

施策・課題の状況						
施策	災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり	評価	C			
課題	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修の促進					
	指標	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修実施率	単位	%		
	目標値	現状値				
	平成37年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	100	-	-	-	0	57
法改正による耐震診断が義務化された大規模建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された建築物に対して、国の補助制度を活用し、耐震診断に引き続き、耐震改修工事への補助を行い、建築物の耐震化を促進することにより、安心・安全なまちづくりを推進する。						
事業費						
	(単位:千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	予算					50,000
	決算					0
一般財源	予算					50,000
	決算					0
事業費累計			0	0	0	0
評価						
	項目	評価	左記の評価の理由			
事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	C		法改正による耐震診断が義務化された大規模建築物について、昨年度中にそのすべての建築物の耐震診断の結果が明らかとなった。 診断結果で耐震性が低いと判断された建築物に対して、診断から継続して耐震改修工事へつながるよう、補助制度を設けて周知を行ったが、改修工事の着手には至らなかった。 今後も、耐震改修工事への補助制度の周知を継続することが、耐震改修の促進に繋がると考えている。			
		継続	建物所有者からは補助制度利用の具体的な相談を受けており、耐震改修に取組む姿勢が見られる。そのニーズに対応するため補助制度を継続し、県として建物・建物利用者の安心・安全のために、市と共に耐震改修の促進に取り組んでいく。 また、建物所有者に対し、耐震改修の重要性、補助制度についての周知を行うことで、耐震改修工事の実施を促していく。			
今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)			(県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)			
			(県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)			